

～後見制度の中央政府改革不能 → 大阪副首都・人権特区モデル提案～

【前半：後見制度の問題構造（中央政府では改革不能）】

Q1：後見人が被後見人の家族が住む住居を家族の承諾もなく売却するような行為が防げなかつたのは、後見制度は家庭裁判所が選任し自ら監督する利益相反構造に原因があるのではないか？

後見人を家庭裁判所が選び、その監督も家庭裁判所が行う。これは制度上の利益相反で、監督が甘くなる構造ではありませんか。

A1（政府）

家庭裁判所は中立・公正な立場で選任・監督しており、利益相反には当たりません。民法843条の解任制度等で監督機能は確保されています。

Q2：しかし不正の大半は本人・家族の申告でしか発覚していない。しかも家庭裁判所に家族が訴えても門前払いされる。監督不全では？

家庭裁判所が自主的に不正を発見する例は少なく、発覚は本人・家族頼みです。制度が実質的に機能していない証拠では？

A2（政府）

申告は重要ですが、家庭裁判所も職権で調査を行っています。不正の件数が少ないのは適正運用の結果でもあります。

Q3：事件数増大・調査官不足で監督は実質的に不可能では？

後見事件は増加し、調査官は1件あたり膨大な負担を抱えています。これで実効的監督ができるのでしょうか。

A3（政府）

事件増加と負担は認識しており、限界がある点も理解しております。体制整備を進めているところです。

Q4：専門職後見人（弁護士・司法書士）への依存が過度では？

後見人の7割以上が専門職で、家庭裁判所は専門職に依存しすぎています。この依存構造が監督の甘さを生んでいるのでは？

A4（政府）

専門職は高い専門性を有し、適正に業務を遂行しています。依存という見方は必ずしも適切ではありませんが、役割が大きいのは事実です。

Q5：後見制度が専門職の“安定収益源”になっている実態を政府は否定できますか？

月額数万～十万円台の収益が長期に続く。専門職にとって後見業務が主要収入源である事実があります。

A5（政府）

報酬は家庭裁判所が個別に審査しており、収益確保を目的とする制度ではありません。

Q6：事件数減少+弁護士過剰により、後見業務依存が生じているのでは？

刑事・民事事件は減少し、弁護士数は倍増。“食えない弁護士”的な増加により、後見が依存先となっているのでは。

A6 (政府)

事件数の減少と弁護士人口の増加は事実です。後見が一定の業務領域となっている面もあります。

Q7：弁護士会の政治献金＆多くの弁護士議員により、改革が阻害されていないか？

弁護士会は与野党双方に影響力を持ち、弁護士議員も多い。この構造が後見制度改革を阻害している可能性は？

A7 (政府)

政治献金が改革に直接影響するとは考えていません。ただ、法曹関係者が立法・行政に多いのは事実で、多様な視点の確保が重要と考えます。

Q8：裁判所・法務省・弁護士会の“法曹三者構造”が既得権益化しているのでは？

法曹三者が密接に結びつき、制度の維持に利害を共有しているとの指摘があります。この構造が改革を困難にしているのでは？

A8 (政府)

癒着という言葉は適切ではありませんが、法曹三者が制度改正に深く関わり、利害が交錯する場面は否定できません。

Q9：結局、中央政府だけでは制度改革は不可能と言えるのでは？

法曹三者を束ねて抜本改革を行う能力は中央政府にはないのでは？

A9（政府）

関係機関の利害調整が必要であり、中央だけで改革を進めることは困難な面があります。

【後半：大阪副首都・人権特区モデルによる制度刷新】

Q10：中央で不可能なら、大阪副首都に“人権特区”を作り新法体系を試行すべきでは？

中央が動けないなら、しがらみの少ない大阪副首都で新たな制度を作り、後見制度・人権保護制度を総合的に刷新するモデルを実装すべきです。

A10（政府）

地方自治体が独自の取り組みを行うことは有意義で、特区的な制度設計も一定の範囲で可能です。国との調整は必要ですが、先行的取組の価値はあります。

Q11：特区モデルが成功すれば、国民に“別の制度モデル”を提示できますね？

大阪が制度を先行実装し、中央モデルとの比較を国民ができるようになります。これは民主政治の活性化にもつながるのでは？

A11（政府）

地方の制度提案を国民が比較することは、政治参加を促進する効果があります。大阪がモデルを提示することで議論が深まる可能性があります。

Q12：しがらみの少ない政治主体が大阪で制度構築する意義は？

中央は法曹三者の影響が強すぎます。大阪で新しい政治主体が制度を作れば、透明性・スピードともに高い改革が可能では？

A12（政府）

地方自治は柔軟性が高く、しがらみの少ない主体による制度設計は迅速な改革につながる可能性があります。

Q13：大阪副首都が制度刷新を行えば、人口・産業の集積が進むのでは？

大阪が先進的な法体系を実装すれば、人材・企業・研究機関が集まり、副首都としての魅力が飛躍的に高まります。

A13（政府）

地方が魅力的な制度を構築すれば、人口や産業の集積が進むことは十分考えられます。

Q14：東京一極集中解消にもつながるのでは？

大阪が制度中枢機能を持てば、東京に全てを集中させる必要はなくなり、都市間競争も健全化します。

A14（政府）

中枢機能の地方分散は重要な政策課題であり、大阪が副首都として役割を担うことは効果があると考えます。

Q15：首都直下地震リスクの分散としても合理的ですか？

制度中枢を大阪に分散することで、東京が被災しても国家機能を維持できます。

A15（政府）

危機管理の観点からも機能分散は重要です。大阪が役割を担うことには一定の意義があります。

Q16：総括すると、大阪人権特区モデルこそ中央の改革不能を突破する唯一の現実解では？

中央政府は構造的制約が大きく後見制度改革が困難。だからこそ、大阪副首都で新法体系を構築し、国に提示するモデルが必要では？

A16（政府：事実上の認容）

中央政府のみで改革を完結することには限界があるため、地方が先行モデルを作り、その成果を国に提示するアプローチは有効な選択肢の一つだと考えます。
